

平成 20 年 7 月 4 日
株式会社名古屋銀行

「名古屋市緑化普及優遇制度」住宅ローンの金利優遇について

株式会社名古屋銀行（頭取 築瀬 悠紀夫）は、名古屋市が推進する緑化普及制度に該当する住宅の新築・購入されるお客さまに対し、平成 20 年 7 月 1 日（火）より住宅ローンの金利優遇を適用することとしましたのでお知らせします。

記

1. 「名古屋市緑化普及優遇制度」住宅ローンについて

実施時期 平成 20 年 7 月 1 日（火）～平成 20 年 9 月 30 日（火）（以降、随時更新予定）

対象者 住宅ローン申込時に、名古屋市緑化推進課が交付する「NICE GREEN 計画認定証」または「NICE GREEN 完了認定証」のいずれかを提出された方で、当行の定める借入基準を満たす方

融資金額 50 万円以上～5,000 万円以内

金利優遇（金利優遇幅）

（1）当初に固定金利選択型を選択する場合は、給与振込み（5 万円以上/月）の有無を基準とし、一律に下記の金利優遇を適用します。

当初の選択期間（2 年、3 年、5 年、10 年）について所定金利から優遇

・給与振込みがある方（変更可能な方）の場合・・・1.70%を優遇

・給与振込みがない方（変更もできない方）の場合・・・1.50%を優遇

（2）当初の特約期間が終了した後は、一律に下記の全期間優遇制度を適用します。

・給与振込みがある方（変更可能な方）の場合・・・1.25%を優遇

・給与振込みがない方（変更もできない方）の場合・・・1.20%を優遇

2. 名古屋市の「緑化普及支援制度」について

名古屋市では民有地における緑化を推進するために、一定規模以上の敷地を有する建築物の新築等を行う場合に緑化を義務付ける「緑化地域制度」を、平成 20 年 10 月より施行します。「緑化普及支援制度」はその趣旨に賛同した金融機関が緑化支援制度として 7 月 1 日より開始するものです。

以 上